

# 西東京市子どもの権利に関する条例 Q & A

平成22年11月 8 日

西東京市子どもの権利に関する条例策定委員会

## 西東京市子どもの権利に関する条例Q & A

### 1 西東京市と子どもの権利に関する条例

Q：子どもの権利に関する条例の検討はどのように始まったのですか。

A：子どもの問題を大切に考えてきた市として条例を制定することが大切であると考え、市長が、子ども福祉審議会に意見を求めたのがはじまりです。

西東京市では、合併してできた新しい西東京市の基本構想・基本計画の中で、子どもの権利が尊重され、子どもたちが主体的に参加・参画して育つことのできる環境を整えていくことを掲げています。子育てに関する計画としても「西東京市子育て・子育てワイワイプラン(子育て支援計画)」が策定され、その中で子どもの権利の実現、子ども参加が大きな柱になっています。

こうしたことを踏まえて、平成19年4月、市長から子ども福祉審議会に「西東京市における子どもの権利に関する条例の策定」について諮問がなされ、平成19年11月に、諮問事項に答える内容の中間答申が市長に提出されました。

この中で、条例の基本的考え方とともに、「子どもの権利に関する条例策定委員会」を設置して検討すること、検討する条例の内容として、子どもの権利条約を踏まえること、オンブズパーソン制度を検討することなどが指摘されています。

こうしてできたのが「子どもの権利に関する条例策定委員会」であり、平成20年1月から約1年半の討議を経て、条例案のもとになる「子どもの権利に関する条例要綱」が作られることになりました。

Q：条例を制定しなければならないような問題があるのですか？

A：西東京市の取り組みをさらに一歩進め、確実なものにするためです。

西東京市では、これまで子どもに関して大きな事件が起こったことはありません。むしろ、いろいろな分野からとりくみがなされており、子ども施策については着実に進めてきています。時々の社会的課題に応じて、たとえば、のどかの開設や教育相談室の充実に努めてきました。

こうした西東京市の取り組みは、関係者の創意と工夫で成果を上げてきていますが、いろいろな分野から取り組みがなされていますので、いずれの分野であっても子どもを出発点として取り組める条件を整え、これらが安定して成果を上げられるよう、その取り組みの裏づけとなる理念や指針などが条例でしっかりと定められる必要があります。

経緯や成り立ちが異なる取り組みについて、共通の理念を持つとともに、さらに一歩進めるために、子どもの権利に関する条例を制定しようと考えています。

Q：子どもの権利に関する条例策定委員会では、どのような話し合いをしたのですか。

A：委員会では、子ども福祉審議会の答申を受けた市長の依頼に基づいて、特に、二つのことに心がけました。ひとつが、西東京市らしい条例にすること、そしてもう一つが、子どもの置かれている状況や考えていることを大切にすることです。

委員会は、子ども福祉審議会の答申を踏まえていくつかの宿題を市長からいただきました。

西東京らしく、西東京にふさわしいものであることは大前提ですが、それ以外に、条例が、日常生活や地域社会において子どもに関わって活動をする場合のよりどころになるようなものであること、西東京市が置かれている状況や子どもたちの現状から出発し、地域に即した内容であること、という考えが示されています。

そして、条例に盛り込む内容として、子どもの権利条約の趣旨を踏まえること、西東京市で実現可能な子どもの救済に必要な仕組み（オンブズパーソン制度）を考えること、条例を作って終わりにするのではなくて、条例を将来に向かって推進できるような内容にすること、なども示されていました。

委員会では、これを踏まえて、子どもたちにアンケートをとったり、話を聴いたり、また、子どもと関係している大人から話を聴いたり、市の機関から話を聴いたりして、まずは西東京市における子どもの状況を把握しました。

そして、子どもや子どもの権利に共通の理念を持つにはどういう条例を作ったらいいか、そして西東京市の今の状況をさらに一歩進めるための条例としてどのようなものがふさわしいかについて検討をしました。こうしてできたのが、「子どもの権利に関する条例要綱」です。

Q：子どもの権利に関する条例要綱の内容について教えてください。

A：9つの章からできています。最初が、条例の目的、2つ目が、条例の中で使われることばについての定義、3つめが条例で定める子どもの権利の日、4つめが、子どもの権利についての考え方、5つめが、子どもの権利の何を誰が保障するかについて、6つめが、子どもに関わるおとなを市がどういうふうに支援するかについて、7つめが、子どもの意見を市がどのように受け止めるかについて、8つめが、子どもにやさしいまちをいかにつくっていくかについて、そして、最後、9つめが、子どもやおとなからの相談とこれに応じる仕組み（子どもオンブズパーソン）についてです。

条例の目的として定められているのは、子どもの権利条約の趣旨に基づくこと、子どもの権利を保障すること、そのための仕組みを整えること、そのことによって「子どもにやさしいまち」を実現することです。これまで、西東京市が作り上げてきたことを、改めて子どもの権利を踏まえた条例で確認するとともに、さらに一歩進め、確かなものにしようという決意が込められています。こうした考え方は、ユニセフが推進する子どもにやさしいまちづくりと一致し

ますし、平成 21 年 7 月に制定された子ども・若者育成支援推進法の考え方とも一致しています。

4 つ目の「子どもの権利」では、子どもの権利についての考え方が示されています。ここでは、子どもの権利についてすべてのことが書いてあるというよりは、誰でもが一致できる最小限のことが記してあります。子どもの権利については、いろいろな考え方があり、子どもの権利についてよく知っている人も、よくわからないと考えている人も、子どもに関わりをたくさん持っている人も、それほどでもない人もこれを出発点として、子どものことや子どもの権利について共通の理解を増やしていけると考えています。

5 つめが、子どもの権利の保障です。子どもの権利保障にとっておとなの関わりが大切です。子どもの権利保障について、誰が何をするかについて考え方を示すことは大切であると考えました。もちろんすべてのことを書くことはできませんので、ここでも、子どもにとって大切なことで、最小限のことが記されています。いずれも今の子どもにとって大切なことですので、これを出発点として、内容を豊富なものにしていく必要があります。

また、親をはじめとして、子どもに関わる人たちに、市ができることについて示すことも大切なことであると考えています。6 つめの「子どもの育ちを支える人の支援」にはそうしたことが書かれています。

7 つめには、市が子どもに向かい合うときの基本的姿勢について書かれています。当事者である子どもへの説明責任と、市としても、子どもの意見に耳を傾け、それを尊重すること、そしてさらに子どもの意見が聞けるように参加の仕組みを整えることがその内容です。

8 つめは、子どもにやさしいまちづくりについて書かれた章です。子どもにやさしいまちは、西東京市でもその実現にずっと取り組んできました。その成果を踏まえた上で、今後さらに一歩進め、確実な者にするための基本的考え方が記されています。

9 つめに書かれているのは、子どもの相談と救済の仕組みです。ここでは、これまで西東京市が充実を図ってきた相談機関について条例でも位置づけをした上で、市長の下に置かれる第三者機関としての子どものためのオンブズパーソンを設置することが書かれています。

子どもオンブズパーソンの役割は、相談に対して、子どもにとって最も大切なことは何かを考えて、子どもの救済や回復のための助言・支援を行うこと、子どもの権利侵害について、申し立てに応じて関係者間の調整をすること、救済のための勧告をすること、そして、制度上の改善提言を行うことです。

今ある子どもの相談機関が日々行っていることを十分尊重した上で、こうした機関がうまく機能するように環境整備、調整をすることが子どもオンブズパーソンの重要な役割になるでしょう。そして、その上で、権利侵害に対する勧告、さらには権利侵害が繰り返されないようにするための制度提言をするというのが子どもオンブズパーソンに課された役割です。

こうした子どものオンブズパーソンについては、子どもの権利条約に基づく日本に対する審査でも触れられていることで、自治体での取り組みが評価されている一方で、国でも整備するよう求められています。平成 21 年 7 月に制定された子ども・若者育成支援推進法に基づく国の「子ども・若者ビジョン」でも積極的に位置づけられています。

## 2 条例をつくることの意義

Q：日本は、子どもの権利条約を批准しています。さらに西東京市で子どもの権利に関する条例をつくる必要があるのですか。

A：条約の実施は締約国の義務として国が負っていますが、わが国の法制度では、子どもに関する施策の責任主体は市町村をはじめとした自治体であることがほとんどです。自治体が条例を作って、子どもの権利保障に工夫をすることはむしろ求められています。

子どもの権利条約を直接の規範として、これがいろいろな場面で適用されることはとても大切なことです。しかし、一方で、条約の内容を実現し、これを実施しようとする場合、国や自治体でいろいろな工夫が必要となってきます。条約も、こうした点を重視しており、条約の実施措置について、国際人権規約や女性差別撤廃条約などと同様に、締約国による定期報告制度を採用しています。そして、条約では、18人の専門家で構成される国連・子どもの権利委員会を設置して締約国に課された条約実施の義務をモニターすることとしています。

こうした報告書に基づく各国の審査は、5年ごとになされることになっており、わが国も、すでに3回の審査を受けています。そして、その都度、総括所見（最終意見）として審査の結果が示され、その国の子どもの権利の実施状況とともに、懸念事項と勧告が示されているところです。ここで示された点は、日本国政府がこれを誠実に答えていくことが求められますが、他方で、締約国として実施すべき子どもに関する諸施策は、わが国法制上、自治体、とりわけ市町村が実施主体になっている点には留意しておく必要があります。

こうした中には、国の法律による条件整備が必要なものもたくさんありますが、自治体が条例で工夫をすることがより効果的なものもたくさんあります。条約の実施を国レベルで監視する独立の機関が国にないことに懸念が示される一方で、「5つの自治体で子どもオンブズパーソンが任命されている」という点が評価されているというのはその好例です。

このように、条約の実施措置は、日本国政府が締約国の義務を負うものの、わが国法制度の仕組みを考えると、市町村をはじめとした自治体で条例を整えることはむしろ求められているものといっていいいでしょう。

Q：条例を作ることで何が変わりますか。

A：条例を作ることで、子どものことや子どもの権利について、市の中で共通の理解を築きながら、子どもを大切にするという西東京市のこれまでの成果を踏まえた市政のよりどころをつくることができます。

「要綱」には、子どもの権利やその保障について、誰でもが一致できる最小限のことが書かれています。子どもの権利についてよく知っている人も、よくわからないと考えている人も、子どもに関わりをたくさん持っている人も、それほどでもない人もこれを出発点として、子

ものことや子どもの権利について共通の理解を増やしていけると考えています。

市の取り組みにおいても、子どもに関係の深い組織や機関、さほどでもないところ、あるいは子どもに関係はするけれど大人との関わりの強いところなど、市の組織や機関は、それぞれに子どもについて考えを持ちながら施策に取り組んできています。これまで、基本計画や基本構想、さらに個別の計画などで子どもや子どもの権利について考えをまとめてきていますが、それでも子どもに関わってその時々で迷うことがあります。条例を作ることで、子どもに関わる場面で、共通の理解を深めながら市政のよりどころとすることができます。

さらに、条例は、子どもにとってもとても大切なものとなるでしょう。子どもは、「できる」自信を持つと生き生きとしてきます。逆に、「どうせ・・・」とつむくことで元気がなくなっていく。子どもができる自信を回復し、これをつけていくことで、子どもが生き生きとすることになると思います。また、できる自信は、自分たちの責任を知るプロセスでもあります。子どもが子どもの権利について共通の理解を増やしていくことで、おとなへの自覚をつけながら成長していく礎となるはずです。

Q：子どもの権利に関する条例は、子どものいる家庭や学校にとってはどんな意味があるのですか。

A：私たちの社会には子どもをめぐるさまざまな困難が存在しています。子育てが辛い、子どもと向き合うのが苦しい、と考えているおとなも少なくないのではないのでしょうか。そのつらさ、苦しさは、子どもに関する責任は、すべておとなが担わなければならない、という考えからくるのかもしれない。

子どもには、子ども自身に、感じ・考え・悩み・行動する力があります。だから、おとなが子どもに対する責任をすべて抱え込んで、その重さでつぶされそうになるのではなく、むしろ育ちに沿って責任を子ども自身に返していくことが大切なのです。子どもの育ちを親や教師がすべて担うのではなく、子ども自身が担っていく部分もあるだろうと考えます。

とはいえ、最初からすべてを子どもにまかせてもなかなかうまくいきません。時間もかかります。うまくいかずにいららすることもあるでしょう。実は、子どもの育ちにはこの「一見うまくいかない」ことがとても大切です。子どもは失敗したり、立ち止まったり、時には親や先生に思いっきり甘えたりしながら、自立へ向かって成長していきます。

いつも右肩上がりとはいえない子どもの育ちを、おとながどう支えればいいのか、多くの人たちが不安に感じています。これに対して、市民参加・子ども参加によっておとなと子どもの知恵を出し合い、共通の理念として言葉にし、実行していこうというのが子どもの権利に関する条例です。

子育てや子どもに関してどうしたらいいか思い悩むとき、子どもの権利に関する条例に立ち返ってみれば道がひらける、そんな「よりどころ」になることを念頭においています。

### 3 子どもの権利について・子どもの権利条約について

Q：子どもの権利とは何ですか。

A：子どもが当たり前に生きていくために必要なことからです。子どもの権利条約では、中でも、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存および発達に対する権利、子どもの意見の尊重が一般原則として重視されています。

子どもの権利とは、子どもが当たり前に生きていくために必要なことからです。これが保障されていることが大切であることはいうまでもありませんが、当たり前のことが当たり前のこととして保障されていなかったり、当たり前のことが壊れたりしたときにこれを取り戻すことが大切です。権利にはそうした役割があります。

子どもは、子どもであっても権利が認められ、保障されるのであるという普遍性を出発点としています。他方で、子どもだからこそ認められ、保障されなければならないことがあるという固有性にも目を向けておく必要があります。

子どもの権利条約では、こうした点を踏まえて子どもの権利について規定がなされており、中でも、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存および発達に対する権利、子どもの意見の尊重が一般原則として重視されています。

Q：子どもの権利条約に定められている子どもの権利というのは、開発途上国の子どもの権利であって、わが国の子どもには関係がないのではないですか。

A：子どもの権利条約が開発途上国向けの条約であるという考え方はありません。子どもの権利条約は、開発途上国、先進国を問わずすべての国の子どもを対象としています。

子どもの権利条約制定のきっかけを作ったのはポーランドでした。ポーランドは、2つの世界大戦でたくさんの子供が犠牲になった経験と、コルチャック博士にみられる子どもを権利の主体として尊重する考え方を踏まえて、国際子ども年に採択できるようにと1979年に、条約の草案を国連に提出しています。

これをきっかけとして、ユニセフ、WHO、ILO、ユネスコなどの国際機関、そしてNGOの活動が採択の動きを促進させることとなります。10年に及ぶ条約審議がなされますが、その間、むしろ、欧米が主導となってこれを進めたという経緯があります。そのために、そこに参加できなかった開発途上国の意見を反映させる必要があるということで、後になって特別の作業部会が開かれたという経過をたどりしました。

こうしてできた条約は、開発途上国の問題にとどまらない包括的で総合的な内容を持っていますし、条約の前文でも、発展途上国における子どもの生活条件の改善の必要性について触れているというのはもちろんですが、「きわめて困難な条件の下で生活している子どもが世界のすべての国に存在する」ことの認識を示し、「あらゆる国・・・の子どもの生活条件を改善するた

めに国際協力が重要である」との認識を示しています。そして、人権条約史上最多の国がこれに締約国として参加しています。

Q：子どもには、むしろしつけが大切なのではないですか。

A：子どもが社会のなかで育っていくうえで、しつけはとても大切な要素です。しつけは、子どもの権利と対立するものではありません。

しつけを考えるヒントは、「しつけ糸」にあります。お裁縫をするときの「しつけ糸」を思い浮かべてみてください。本縫いをする前に、ざっくり「しつけ」をしますね。しかしこの「しつけ糸」は、本縫いができればとってしまいます。子どものしつけも同じではないでしょうか。

おとなは、子どもが命の危険にさらされたり罪を犯したり、人を傷つけたりしないように、ざっくりと方向性を示します。ここで大切なのは、ざっくりと示すということです。ひとつひとつの物事に、すべておとなが口出し手出しをして、子どものなすことを逐一修正してしまったらどうでしょうか。子どもが20歳になっても30歳になっても、誰かの判断を仰がなければ何もできなくなってしまうかもしれません。

しつけは、子どもがおとなになったときに自分の力で判断ができるようにするためのものです。本縫いは、あくまで子どもの力とするもの、「しつけ糸」は最後には抜いてなくなってしまうことを念頭におくことが大切です。しつけと子どもの権利はこれと同じような関係にあります。

Q：子どもに権利を与えるとわがままになるのではないのでしょうか。子どもには、むしろ義務を教えることが大切なのではないですか。

A：子どもが権利を学んでいくことでわがままになることは決してありません。権利を学び、それを行使することで自分の責任にも直面することになります。権利を学ぶことはその責任を自覚することになります。

子どもが権利を学んでいくことでわがままになることは決してありません。「権利ということをも盾にわがままを言う」ということはあるかも知れませんが、それは権利について理解する機会がないことの現れであるといっているかと思えます。子どもは権利について知り、学べばそれだけ、その責任について知ることになります。権利を学んだからわがままになった例は聞いたことがありません。

もちろん、子どもが義務ということを知ることはそれ自体大切なことです。しかし、義務というのは、「しなさい(しなければならぬ)」、「してはいけません(してはならぬ)」という二つのことを内容としています。しばしば、スポーツを例に出して、義務になぞらえて、規律やルールを身につけることの大切さがいわれますが、スポーツで子どもたちが生き生きと育っ



ていくのは、そうした義務の話ではなくて、むしろ自分ができることに自信を持っていくからではないでしょうか。

逆に、見かけるのは、「しなさい」「してはいけません」に萎縮して自信を失っていく子ども、そして、ときにそうしたことに反発していく子どもたちの姿です。また、「できる自信」は、自分たちの責任を知るプロセスでもあります。権利を学び、それを行使することで自分の責任にも直面することになります。

Q：子どもの権利よりも、健全育成という考え方の方がいいのではないのでしょうか。

A：子どもの育ちにおいて、おとなの努力や取り組みは大切なことです。しかし、おとなが育成するということではなく、子ども自身がどのようにして成長し、力をつけていくか、そのために何が必要か、そしてそれを大人がどのように支えていくかということが大切です。

健全育成というのは、おとなが子どもを健全に育成していくということです。子どもの育ちにおいて、おとなの努力や取り組みは大切なことです。しかし、おとながやらなければいけないという自覚は大切ですが、すでに述べたように、子どもには、子ども自身に、感じ・考え・悩み・行動する力があります。おとなが子どもに対する責任をすべて抱え込んで、その重さでつぶされそうになるのではなく、むしろ育ちに沿って責任を子ども自身に返していくことが大切なのです。

子どもをどのように育てあるいは育むかということだけではなく、子ども自身がどのようにして成長し、力をつけていくか、そのために何が必要か、そしてそれを大人がどのように支えていくかということが大切であるように思います。

西東京市の青少年施策（青少年の健全育成）においても、子ども自身の取り組みを大切にしようとして取り組まれており、すでに健全育成の施策において、子どもの権利の考え方が取り入れられています。子どもの権利の考え方のもとに共通認識を持つことが大切です。

Q：遊ぶ権利、休む権利は子どもに必要なのですか。このような権利を子どもに教えると、つらくても頑張ること、努力することがなくなってしまい、かえって子どものためにならないと思います。

A：「遊ぶ権利」、「休む権利」について、「要綱」では、それぞれ、「子どもに関わる人は、遊びや文化が子どものゆたかな育ちにとって大切であることを認め、子どもの時間を保障します。」「子どもに関わる人は、子どもが疲れたときに子どもが休むことができることを認め、つらいことから自分のペースで回復できるよう支援します。」と定めてあります。

こうしたことを定めた背景としては、まず、「遊ぶ」ことについては、子どもの成長にとって家庭で遊ぶこと、遊んでもらうこと、仲間と遊ぶことなど、「遊び」はとても大切なことである

一方で、遊びの環境を意識的に確保しないといけない時代になっているとの認識があります。「自分には遊ぶ権利があるから、勉強をしない。」などという場面が想定されているわけではありませんし、そうした理解がされないような定め方になっています。

「休む権利」ですが、子どもの中には追い詰められて学校に行けなくなっている子どももいるという認識があります。そうした子どもでも休ませないというのがかつてのやり方で、そのことが子どもを追い詰めてしまっていたという反省にたっています。

また、そうした子どもの多くが、自己評価がとても低く、自信をひどく失っていたり、自分がだめな人間であると思っているという傾向があります。大人も同じですが、子どもであればなおさら、これならできると思えることが大切ではないでしょうか。

つらくてもがんばること、努力することは子どもの育ちに時に大切なこともあります。それは子どものやりたい気持ち・やれる気持ちの醸成と共に行う必要があります。できないという思いを持ち続けて、がんばることで壊れてしまう子どももいます。そうした場合に、休むことは大切であり、そして、つらいことから自分のペースで回復できるように子どもを手助けすることが大切です。

なお、2009年2月に財団法人日本青少年研究所によって発表された調査である「中学生・高校生の生活と意識」(日・米・中・韓共同比較調査)によると、「自分はダメな人間だと思う」という質問に対して、「とてもそう思う」、「まあそう思う」と答えた日本の子どもの合計は全体の56.0%であり、同様の調査を行った米国(14.2%)、中国(10.1%)、韓国(41.7%)を大きく上回っています。こうした状況も十分に踏まえる必要があります。

#### 4 子どもの相談・救済について

Q：西東京市には、悩んだりつらい思いをしたりしている子どもがいるのですか。

A：少数ですが、います。

つらくてどうしようもない状況に置かれた子どもたちがいます。少数ですが見過ごすことはできません。学校や児童福祉施設の先生からとして、「心を傷つけることを言われた」では小5：4.0%、中2：6.0%、16・17才：10.7%です。また、「体を触られたり、性的に嫌なことをされた」子どもも小5：0.6%、中2：1.9%、16・17才：1.7%います。保護者から「たたかれた・けられた」では小5：11.3%、中2：7.9%、16・17才：6.8%です。また、「体を触られたり、性的に嫌なことをされた」子どもも小5：0.8%、中2：0.0%、16・17才：1.1%います。

そして、さらに問題は、つらくてどうしようもない経験をした子どものうち、「誰かに相談した」のはわずか3割で、多くの子どもが「がまん」しているということです。[小5：46.2%、中2：37.0%、16・17才：50.0%]。

つらくてどうしようもないことを誰にも相談できないでいる子どもたちをなんとかかしたいと考えています。

Q：子どもオンブズパーソンとはどのようなものですか。

A：子どもオンブズパーソンとは、相談を受けて、その子どもにとって最もよいことは何か（子どもの最善の利益）を考えて、子どもに寄り添いながら、（相談を受けるだけではなく）問題の解決のために働く人です。

子どもオンブズパーソンとは、相談を受けて、その子どもにとって最もよいことは何か（子どもの最善の利益）を考えて、子どもに寄り添いながら、（相談を受けるだけではなく）問題の解決のために働く人です。問題の解決を図る上で、子どもがもとの関係に戻れることを大切にするとともに、子ども自身がこれならできると思えることが大切です。そのために、子どもオンブズパーソンには、子どもの考えに寄り添いながら、子どもの参加が図れるような解決方法が求められます。

具体的には、相談に対して、子どもの意見を聴きながら、その子どもにとって最もよい解決方法、回復や改善のあり方について助言をしたり、子どもを支援します。その際、必要であれば、ふさわしい市の機関と一緒に問題に当たります。また、子どもの問題を前にして関係機関自体が困っていることもしばしばありますので、支援に際しては、子どもがいる場所でうまくいくように関係機関に働きかけをしたり、関係機関自身がうまく役割を果たせるよう必要な条件整備を行います。

権利侵害については、申立てに基づいて、まずは必要な調整を行うこととなります。特に、子どもが属している関係に再び子どもが戻りたいと考える場合を念頭に、子どもの考えにも沿いながら、関係者間、関係機関間の調整を行うこととなります。これがうまくいかず、なお問題が残る場合には、子どもの最善の利益や考えも踏まえた上で、是正の措置について勧告をすることができます。

また、相談がなされたり、申立てがなされたりする事案の中には、制度上、改善しなければいけない原因が含まれていることがあります。同じことが繰り返されないようにするために、必要があると認めるときは、市に対して、制度改善の提言をすることができます。

なお、子どもオンブズパーソンは、専門性を活かして、一人で責任を持つ独任制の機関で、複数の人が任命されます（5人以内としてあります。）。即応性、機動性が必要ですので独任制の形をとっており、重要なことがらについて合議もできるように複数制を予定しています。子どもの権利に理解や経験のある人が選ばれますが、具体的には、人権、教育、福祉、心理、保健・医療等の専門家で、子どもに耳を傾け、関係調整のできる人が任命されるでしょう。なお、よりよく活動ができるよう相談専門員は大切なスタッフです。

Q：西東京市には相談機関がたくさんあります。既存の機関がきちんと働いていれば、新しく機関をつくる必要があるのですか。

A：子どもオンブズパーソンの仕事には、既存の機関がやりやすくなるよう条件整備を図ることも含まれます。また、再発を防止するための制度改善の提言は、子どもオンブズパーソン固有の仕事です。

要綱では、西東京市の既存の相談機関について明確に位置づけがなされています。第一義的には、こうした機関がそれぞれの持ち前を活かした子どもの相談を十分に行うことが大切です。

こうしたことを踏まえて、子どもオンブズパーソンも、こうした既存の機関がうまくその機能を果たせるよう協力するとともに、実は問題が（家庭の問題も含めて）多方面に及んでいることもあるので、一つの機関だけで問題を抱えてしまうことがないように必要な条件整備を行います。問題に対して勧告を行うことは最終的に重要なことですが、このように関係機関がこれまでなかなかできなかった条件整備を図り、関係機関がやりやすくすることも子どもオンブズパーソンにとっては大切な仕事です。西東京市の相談機関の成果を踏まえて、さらに一歩進めることができます。

また、子どもオンブズパーソンの重要な仕事の一つとして制度改善の提言があります。救済の現場では、しばしば相談者は、自分の問題が解決した後、再発することがないように希望することがあります。そうした問題の背景にあるのは、制度上の問題がなお残っているということです。こうしたことを、きちんと改善につなげていく必要があります。子どもオンブズパーソンは、こうした点に着目をして制度改善の提言を行うことができます。

Q：既存の相談機関は子ども自身からの相談が少ないのに、なぜ子どもオンブズパーソンだと子ども自身が相談に来るようになるのですか。

A：子ども自身が、相談するかどうかは、いずれの相談機関の場合でも課題ですが、子どもオンブズパーソンの特性を活かした工夫で子どもからの相談が増えるようになります。

子ども自身が、相談するかどうかは、いずれの相談機関の場合でも課題になっています。子どもオンブズパーソンであっても、そのための工夫は必要です。しかし、一方で、教育相談であれば、教育の問題として相談にくることが予定されていますし、保健相談であれば、子どもの発育や成長について相談にくることが予定されています。家庭児童相談であれば、家庭での子どものことなど、カウンセリング相談といえ、心の問題といった具合です。相談機関の専門性は、子どものリソースとしてとても大切ですが、他方で、実は相談機関が専門化すればするほど、相談者にとって間口が狭くなっていきます。しかし、何の問題だかわからない、とにかく相談したいというのが現実の子どもであるとする、こうしたニーズにうまく沿うことができるようになれば、子ども自身からの相談が増えることになると思います。

相談場所の設置を検討するときには、子ども自身の声を聴いて工夫することになりますが、例えば、相談場所に子どもたちが気軽に立ち寄り、雑談交じりに愚痴をこぼすなかで深刻な相談につながることもあると思います。